



平成22年9月7日
一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会

ISOにおける初の学習サービス事業者向け国際規格が成立

～ISO 29990（非公式教育・訓練のための学習サービス - サービス事業者向け
基本的要求事項）の発行について～

- ① ISO（国際標準化機構）（注1）傘下の専門委員会（TC232）（注2）において、2006年11月から検討が行われていた、ISO 29990（非公式教育・訓練のための学習サービス - サービス事業者向け基本的要求事項）は、2010年9月1日付けで発行されました。
- ② 今後、我が国においても、当規格の普及、活用が期待されます。当規格の意義・内容や、活用上の留意点等の解説を行うため、一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会（注3）主催によるシンポジウムを、2010年9月10日に早稲田大学国際会議場にて開催いたします。詳細は下記URLをご確認ください。

<http://jamote.jp/info/>

【背景】

ISO（注1）は、2006年11月に教育・訓練サービス分野の国際標準化活動を進めるための専門委員会としてTC232（注2）を設置しました。幹事国及び議長をドイツ（DIN・ドイツ規格協会）が引き受けています。学習サービスの国際化の進展を背景として、欧米の主要先進国が積極的に参加しており、我が国も一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会（JAMOTE・注3）を国内審議団体として同TCに参加しています。

【規格概要】

ISO 29990の概要については添付の別紙をご参照ください。

(注1) ISO (国際標準化機構)

IEC (国際電気標準会議)、ITU (国際電気通信連合) と並ぶ国際標準化機関。電気・電子技術、通信技術の2分野を除く幅広い分野における国際規格を作成、加盟国は163ヶ国(2010年9月現在)。各国1機関のみが加盟資格を認められており、日本からは日本工業標準調査会(JISC)が加盟。

(注2) ISO/TC232

ISOにおいて第232番目に設置された専門委員会(Technical Committee)。

第1回総会は2007年3月にドイツにて開催された。

なお、2010年9月現在の参加国は、以下のとおり。(アルファベット順)

- ① Pメンバー(Participating membership) : 会議に参加し、TCに付議される全ての問題、調査文書、および国際規格の最終文書に対する投票義務を持つ。
オーストリア、ブルガリア、カナダ、中国、フィンランド、フランス、ドイツ(幹事国)、アイルランド、日本、ケニア、韓国、ルクセンブルク、マレーシア、オランダ、ポーランド、ロシア、スペイン、アメリカ、イギリス(計19か国)
- ② Oメンバー(Observing membership) : 会議に参加し、文書の配布を受ける権利を持つ。
オーストラリア、デンマーク、メキシコ、モロッコ、ルーマニア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ(計10か国)

(注3) 一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会

学識経験者、民間教育事業者等で構成される「一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会(JAMOTE)」(代表理事 野島久雄 成城大学教授)は、日本工業標準化調査会(JISC)から国内審議団体としての承認を受け、TC232に関する国内業務を引き受けている。

(本発表資料のお問い合わせ先)

一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会(JAMOTE)

担当者: 麻野、渡辺

電話: 050-7530-3988

ISO 29990の概要

- 規格名称：非公式教育・訓練のための学習サービス-サービス事業者向け基本的要求事項
(原文：Learning services for non-formal education and training – Basic requirements for service providers)
- 規格範囲：非公式教育・訓練分野における学習サービス及び学習サービス事業者
- 規格目的：非公式教育・訓練分野の企画、開発、提供に関する共通認識を学習サービス事業者と顧客に提供すること、及び、質の高い専門的な学習サービス実施のための包括的なモデルを提供することを目的としている。
- 規格の対象と想定される我が国の機関
 - ・ 学習塾
 - ・ 英語教室などのいわゆる語学教室
 - ・ 民間職業訓練機関
 - ・ 資格取得を目的とする民間教育事業者
 - ・ 企業内研修を請負う事業者
 - ・ 生涯学習を支援する各種講座・教室 等
- 規格内容（基本的要求事項）のポイント
 - ・ 学習プログラム及びプロセスに関する要求事項
学習ニーズの確定（利用者のニーズ等の把握）、学習サービスの設計（目的・適用範囲の明確化、適切なカリキュラムプランニング）、学習サービスの提供（案内、学習環境）、学習サービス提供に関する学習者からのモニタリング、事業者が行う評価 等
 - ・ 学習サービス事業者のマネジメントに関する要求事項
経営管理責任体制の整備、事業計画の作成・記録、予防措置・是正措置の確立、財務管理・リスク管理、人事管理、内部監査 等